

第 55 号

熊本県漁港管理条例等の一部を改正する条例の制定について
熊本県漁港管理条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県漁港管理条例等の一部を改正する条例

(熊本県漁港管理条例の一部改正)

第1条 熊本県漁港管理条例(昭和37年熊本県条例第17号)の一部を次のように改正する。

第1条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、「昭和25年法律第137号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第1条の2第2項、第4条第1項及び第11条第1項中「漁港漁場整備法」を「法」に改める。

第15条の2第1項中「漁港漁場整備法」を「法」に、「採取又は」を「採取若しくは」に改め、「受けた者」の次に「又は法第43条第4項に規定する認定計画実施者(法第44条第1項に規定する認定計画において法第42条第2項第2号及び第3号に掲げる事項(水面又は土地の占有に係るものに限る。))又は法第50条第1項各号に掲げる事項を定めた者に限る。)」を加え、「以下」を「以下」に改め、同項ただし書中「同法」を「法」に改める。

第20条第1項中「。以下「法」という。」を削る。

第24条中「法」を「地方自治法」に改める。

(熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第2条 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例(平成11年熊本県条例第58号)の一部を次のように改正する。

別表第11号事務の欄(5)中「事務」の次に「(法第43条第4項に規定する認定計画実施者に係るものを除く。)」を加える。

(熊本県一般海域管理条例の一部改正)

第3条 熊本県一般海域管理条例(平成12年熊本県条例第31号)の一部を次のように改正する。

第2条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)の一部改正等に伴い、関係規定を整理す

る必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。